

# 宗教法人運営のための 法律入門

## 宗教法人の管理運営 4



### 責任役員 3

#### 1. 責任役員の資格及び欠格事由

##### (1) 責任役員の資格

責任役員の資格は規則に記載しておかなくてはなりません。宗教法人法には資格に関する規定はありませんから、信者に限定されることはありません。従って、信者でなくても適任の人があれば、責任役員になってもらうことは可能です。しかし、ほとんどの包括宗教団体では、それぞれの宗制等で、氏子や信者、総代や法類、寺族等に限定しています。これに合わせて被包括宗教法人の規則でも同様の限定をしています。規則に記載された資格は責任役員を選ぶ際の要件ですから、これを欠く場合には任命されても任命の効力はありません。責任役員の資格の確認は、役員名簿で行います(宗教法人法第22条2項2号)。責任役員の登記は、昭和39年4月の商業登記法の改正に伴って行なわれた宗教法人法の改正で、不用になりました。従って、現在では役員名簿が唯一の公示手段となっています。この役員名簿は、会計年度終了後4ヶ月以内に財産目録等とともに、それらの写しを所轄庁に届出なければなりません(宗教法人法第25条2項4号)。

##### (2) 責任役員の欠格事由

欠格事由とは、人がある地位を得たり、その地位に就いたりする場合に、それが妨げられる理由や原因をいいます。責任役員に就任するときだけでなく、就任後であってもこの欠格事由に該当すると責任役員の資格を失うこととなって、退任となります。宗教法人法第22条は欠格事由として、つぎのものを規定しています。

- ① 未成年者
- ② 成年被後見人又は被補佐人
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

①の「未成年者」とは、満20才に満たない者をいいます(民法第3条)。但し、未成年者であっても婚姻すると成年に達したものとみなされますから(民法第753条)責任役員に就任することは可能です。

②の「成年被後見人」とは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者で家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者をいいます(民法第7条)。

また「被補佐人」とは、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者で家庭裁判所から保佐開始の審判を受けたものをいいます(民法第11条)。成年被後見人と被補佐人との区別は、前者は事理を弁識する能力を欠いている場合、後者は、その能力が著しく不十分である場合で、要は程度の差ともいえます。この区別の判断は家庭裁判所が行います。ここでいう事理を弁識する能力とは、事実や理論について、それぞれ区別することのできる能力のことをいいます。

③の「禁錮以上の刑」とは、死刑、懲役および禁錮をいいます(刑法9条、10条)。「処せられ」とは、禁錮以上の刑の言渡をうけ、刑の言渡が確定した場合をいいます。「執行をうけることがなくなる」とは、刑の執行を猶予された場合に、刑の執行猶予の言渡を取り消されることなく、その猶予期間を経過させて、刑の言渡の効力がなくなることをいいます(刑法27条)。そのほかにも、時効により執行が免除される場合や(刑法第31条)、大赦または特赦により刑の言渡が効力を失う場合(恩赦法第3条、同4条)もこれに該ります。

作成・監修 弁護士 長谷川正浩